

# 秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会傍聴規程

平成19年3月27日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第14号）第17条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、秋田県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合議会規則第2号）第5条に規定する傍聴証の交付を受けた報道関係者については、この限りでない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 一般傍聴券は、委員会当日所定の場所で先着順により交付する。

3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券等の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第7条 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者

(6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛に傍聴すること。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話その他の電子機器に係る操作音等を鳴らさないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、傍聴席の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この訓令は、平成19年3月27日から施行する。